

令和6年度 全国労働衛生週間準備説明会

「労働衛生の現状」

～労働衛生のしおりを中心に～

『推してます
みんなの笑顔の 健康職場』

栃木労働基準監督署
安 全 衛 生 課

★トピックス① 熱中症対策

令和6年7月29日、栃木県佐野市において41.0度を記録するなど、今夏も非常に危険な暑さが続いておりました。現在も、残暑が続く状況で、警戒を怠らないようお願いしたいと思います。

下表は労働者死傷病報告（休業4日以上）で届け出られた、熱中症の報告数となります。

	令和5年7月末	令和6年7月末
栃木労働局	5人	3人
栃木労働基準監督署	1人	2人

また、速報値ではありますが、令和6年8月末までの間に、死傷病報告（熱中症）について、

栃木労働局：11人（先月から + 8人）
栃木労働基準監督署：4人（先月から + 2人）となっています。
熱中症警戒アラート、WBGT値等を活用いただき、熱中症の発生予防と発生後の重症・重篤化を防ぐ取り組みをお願いします！

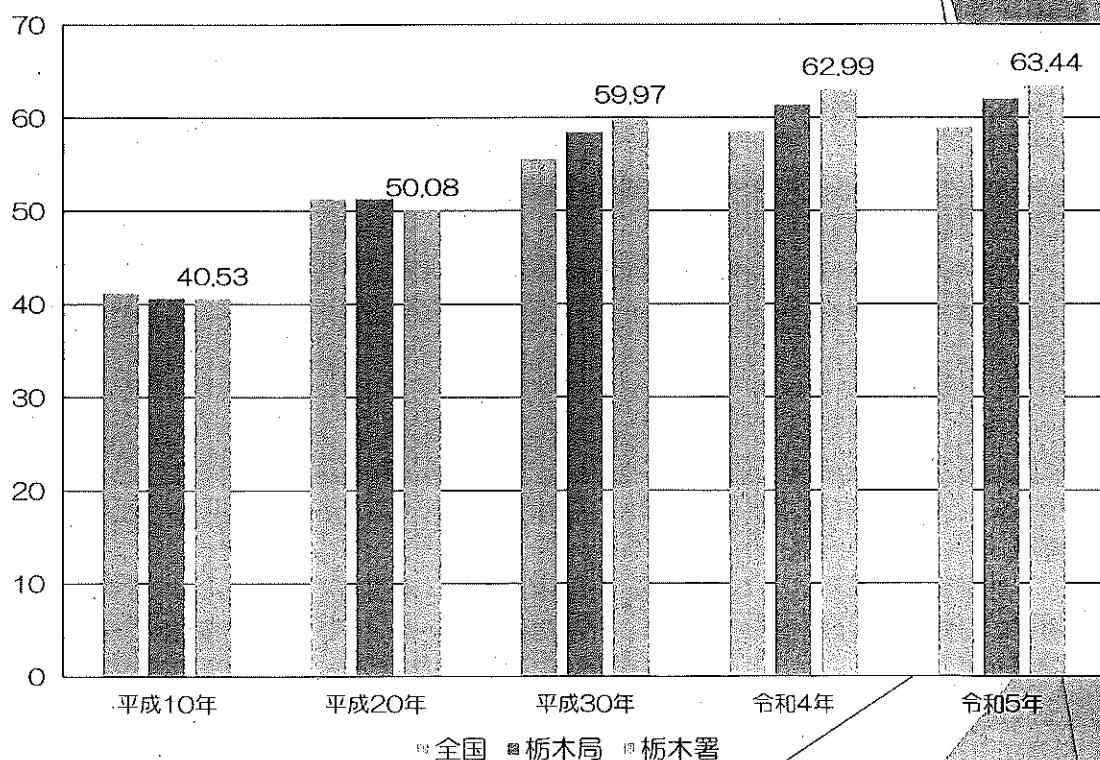
熱中症の初期症状である「熱けいれん」として、適当でない症状はどれ？

- ① 足がつる
- ② 全身かけいれんする
- ③ 筋肉痛のような痛みがある
- ④ 手足がしびれる

現在、栃木労働基準監督署内ではクイズを掲示して、
熱中症の理解・啓発を進めております！
お越しの際には、ぜひご覧ください。

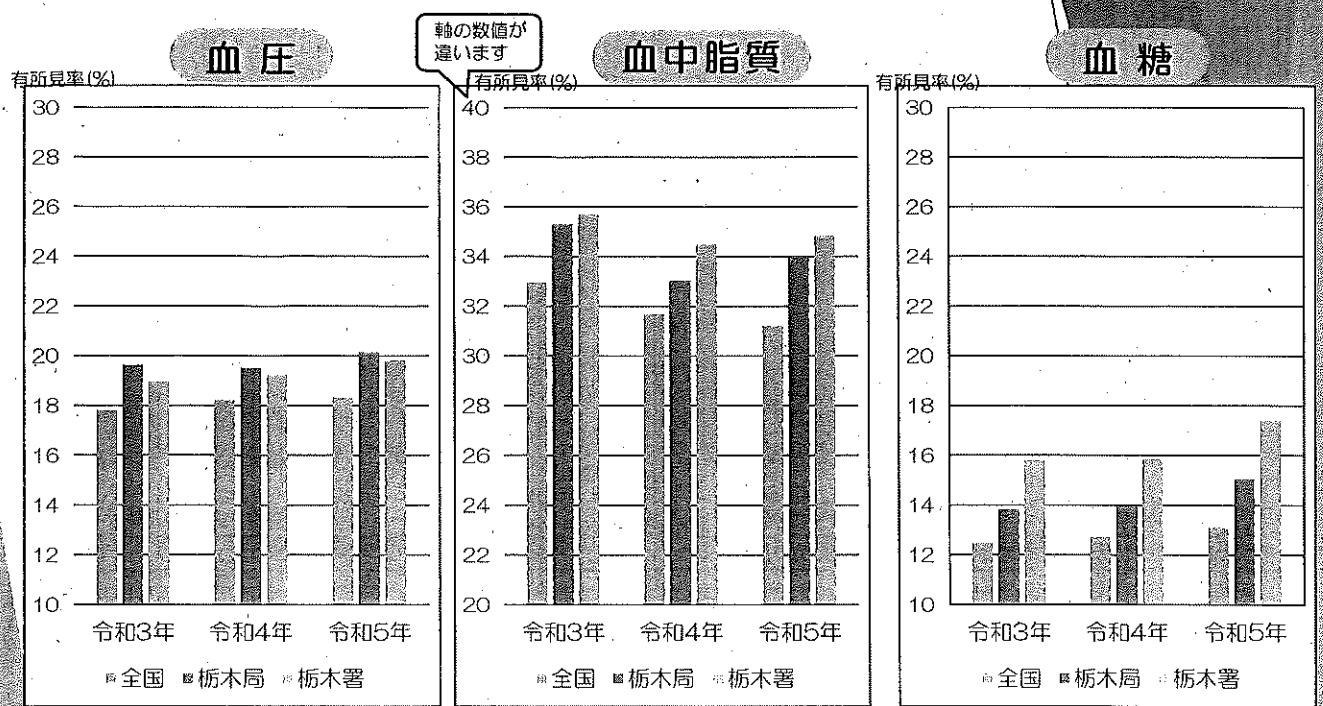
2

定期健康診断における有所見率の推移



3

生活習慣病に関する項目の有所見率

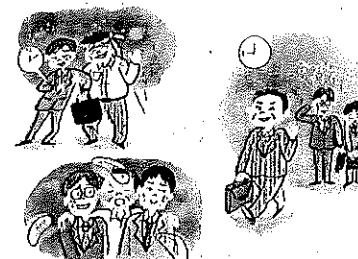


4

高血圧のリスクと対策（一例）

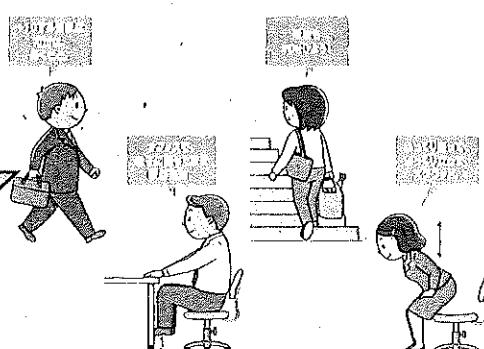
診察室血圧に基づいた脳心血管病リスク層別化 (高血圧治療ガイドライン2019年版)

血圧分類	高血圧 130-139/85-89 mmHg	I度高血圧 140-159/90-99 mmHg	II度高血圧 160-179/100-109 mmHg	III度高血圧 ≥180/ ≥110mmHg
リスク層 予後影響因子がない	低リスク	低リスク	中等リスク	高リスク
リスク第二層 年齢(65歳以上)、男性、脂質異常症、喫煙のいずれかがある	中等リスク	中等リスク	高リスク	高リスク
リスク第三層 脳心血管疾歴、非裔民族性心筋細動、糖尿病、蛋白尿のあるもの のいずれか、またはリスク第二層の危険因子が3つ以上ある	高リスク	高リスク	高リスク	高リスク



転て
倒れ
予防
体操

生活中で身体活動を積み重ねて、無理なく10しよう



+10(プラス・テン)から始めよう!

今より10分多くからだを動かすだけで、健康寿命を伸ばせます。あなたも、ぜひ、世界を手に入れてください。

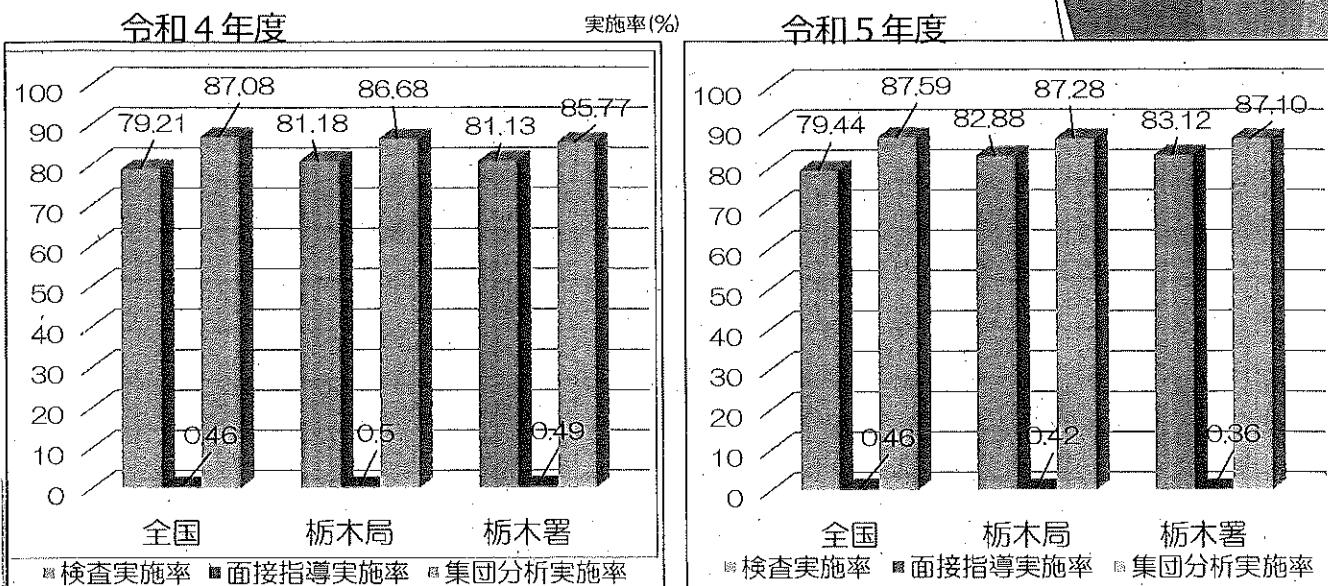
18歳～64歳
元気にからだを動かしましょう。
1日60分
筋力トレーニングや
スポーツなど
が含まれると、
なお効果的です。

65歳以上
じっとして
いないで、
1日40分



5

ストレスチェックの実施状況



●そもそもなぜ、メンタルヘルス対策が必要か?
心理的負荷による精神疾患等による労災認定が増加している背景
■ 労働衛生のしおり 83頁

●事業場として、メンタルヘルス対策により、継続的に健康に、労働者が勤務できる環境づくりが必要である。

6

★トピックス② 具体的な最新動向

■ 労働衛生のしおり 40頁～

- 1：「化学物質管理強調月間」創設される
- 2：化学物質の法定個人ばく露サンプリング等実施者の資格要件固まる
- 3：「健康づくりのための睡眠ガイド2023」まとまる
- 4：「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を公表
- 5：工作物の石綿事前調査資格を新設等
- 6：一般健康診断の項目、ストレスチェック制度等の検討会
- 7：「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」策定

7

★トピックス③ 職業性疾病事例

- 今年度の衛生のしおりで追加された。具体的な職業性疾病の事例が挙げられている。
■ 労働衛生のしおり 396頁~

- ほかにも、次のようなサイトでも検索可能である。

(1) 写真で見る労働災害ニュース :

<http://www.jaish.gr.jp/syasin/ansy00.htm>



実際に発生した労働災害の報道が、安全・衛生とともに
見ることができます。



対策というよりは、実際の労働災害の写真や報道が
メインです。

(2) 職場のあんぜんサイト 労働災害事例 :

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

で、事故の型「有害物との接触」等を選択し検索。



具体的な労働災害の原因と対策がまとめられています。



事故の型は、ほかにも「高温・低温との接触」(熱中症
や低体温症) も検索できます。

- 具体的な事例は、次の頁から紹介します。

8

事例1 フロン系溶剤の急激な蒸発により発生した 蒸気にはく露し中毒・酸欠

・発生状況

金属部品の自動洗浄装置のメンテナンス作業中に、自動洗浄装置内部の蒸気発生槽から洗浄液を抜き取り、エアーチューブを使用して、槽内にエアーを吹き付けて洗浄液（主成分：HFC-43-10mee94～99%）の蒸気及び残液を排出し、その後、蒸気発生槽の天板に位置する点検口の上から槽内をのぞき込む姿勢で作業していたところ、意識を失い、けいれん状態となつた。

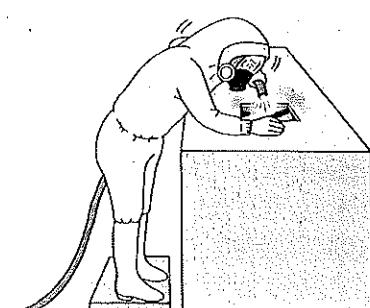
・原因

- ①窒息等の危険性に対する教育及び認識が不足していた。
- ②本来は、作業時にモニターすべき酸素濃度を、装置故障を理由に計測していなかった。

・対策

酸素濃度計の故障等により酸素濃度が計測できない場合には、作業を中止するか、故障に備えて代替用の酸素濃度計を用意し運用する。

適切な防毒マスクによるフロン類のはく露防止対策に加えて、酸欠の対策が必要なので、タンク内の複数点の酸素濃度を測定し、安全を確かめる。



9

事例2 カビ取り用洗剤を使用した作業による 次亜塩素酸ナトリウム中毒

・発生状況

食品製造工場における壁のカビ取り作業で発生した。

製造工場の通路において、次亜塩素酸ナトリウム10~12%含有するカビ取り用洗剤を使用して、通路の壁のカビ取り作業を行っていた際に、汚れの落ちがわるいため、通常500倍に希釀して作業するところ、洗剤を希釀せずに原液のまま使用した。

帰宅後、息苦しい等症状が発生したため、病院受診したところ、次亜塩素酸ナトリウム中毒と診断された。

・原因

①カビ取り作業を行う際には、洗剤は水で500倍に希釀してから作業するようにならかじめマニュアルで定められた作業手順を守らず、洗剤を原液のまま使用して作業したこと。

②次亜塩素酸ナトリウムの危険・有害性に関する認識が不足していたこと。



・対策

マニュアルに定められた作業手順を行わせるように徹底し、再発防止に努めること。

10

事例3 トイレの洗浄中、洗剤を別の洗剤の入っている容器に入れ 塩素ガスが発生し中毒

・発生状況

被災者がトイレ清掃作業中に発生した。

被災者はトイレ清掃作業の際、洗浄コーナーの棚に置かれていた容器内のトイレ清掃用洗剤が少なかったため、洗浄コーナーの棚に置かれていた、外見が同一の容器から移し替えた。

その際、多量の泡と強い臭気が発生したため、直ちに内容物を流しに捨て、窓を開けて換気を行った。臭気が収まったため、被災者はトイレ清掃を再開したところ、胸が苦しくなりうずくまり、別の労働者に発見され、病院を受診した。被災者は塩素ガス中毒と診断され、2日間入院した。



・原因

①外見が同一の容器であるから、内容物が同一であると判断し、洗剤を混合してしまったこと。

②容器内に、ラベルと別の洗剤を入れて保管していたこと。

③洗剤の混合に対する危険性の認識が不足していたこと。

④安全衛生管理体制が確立されていなかったこと。

11